

## 事務局参考資料(経営上の重要な契約:海外の主要国の制度及び開示例)

---

2022年1月19日



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

## I. 英国

- ① 支配株主との間の契約の開示制度
- ② 支配株主との間の契約の開示例

## II. ドイツ

- ① 企業間・株主間の契約の開示
- ② 企業契約の開示例

## III. 米国

- ① 契約書が開示されている重要な契約の例
- ② (参考) 添付書類の秘匿制度について

## ① 支配株主との間の契約の開示制度

- 英国FCA(金融行動監視機構)の上場規則では、一定割合を保有する株主との間の契約のうち重要なものについて、年次報告書での開示が求められている

### 年次報告書 : 重要な契約 “Contract of significance” (上場規則)

#### ・支配株主との間の重要な契約 “contract of significance”;

「年間の合計額又は価値が以下の1%以上である契約(必要に応じグループベースで計算)」

- (1) 資本取引、又は主な目的若しくは効果が信用供与である場合は、グループの株主資本と剰余金の合計
- (2) その他の契約である場合は、年間の購入額、販売額、支払額又は受取額の合計額

#### ・支配株主との間の役務提供契約 “contract for the provision of services” (重要な契約に該当するもの)

##### ※ 支配株主 “controlling shareholder”;

「自ら又は行動を共にする他社と共同して、会社の定時株主総会において実質的に全ての議題に関し投票可能な30%以上の議決権を行使し又は支配する者」

#### ・支配株主との特約 “Relationship agreement”;

「支配株主との取引に関して独立当事者間取引基準で行う旨などの遵守を確保するための法的拘束力のある契約」

※ 上場規則上、締結・開示義務あり。なお、実務上、社外取締役の任命権に係る合意についても上記特約に盛り込まれることがあり、その場合は社外取締役任命権の合意内容も特約の一部として開示される例がみられる。

## ②-1 支配株主との間の契約の開示例

□ A社は年次報告書において、支配株主(B社)との間の製品供給契約・シェアードサービス契約を開示

※B社は、A社の発行済株式の75%弱を保有する親会社

毎年行われているように、監査委員会は、〇年のB社の金属製品部門との契約に関し提案された代金が合理的であることを検証するため、提案された当社に係る取扱い及び金属精製の代金と、B社の金属製品部門が独立した顧客に請求する同様の代金の価格との比較や、鉱石の組成と輸送コストを考慮しつつ他の製錬所の代金の価格との比較を行い、見直しました。B社の金属製品部門の施設を使用していない2者の独立した顧客と共に、当社とB社は銀精製の代金の計算方法の変更について合意しました。...

シェアードサービス契約は、当社とB社の間で締結され、本契約の下、〇種類のサービスがB社から当社に対して提供されます。シェアードサービス契約は〇年〇月〇日から5年間更新されました。内部監査体制は、毎年提供されるサービスの約3分の1について、合意されたKPIIに従って提供されることを確認するため、レビューを実施します。...

## ②-2 支配株主との間の契約の開示例

- C社は年次報告書において、D社、E社、F社との間のRelationship agreement及びこれに付随する役員候補者指名権に関する合意を開示

○年○月○日、当社は、○○氏及び○○氏（注：社外取締役）並びにそれぞれの投資ビークルであるD社及びE社（注：社外取締役兩名及びD社・E社で合計35%超の議決権を保有）との間でrelationship agreement...を締結しました。このrelationship agreementによれば、とりわけ、D社・E社は共同で(i) D社・E社及び／又はその関連会社がC社の発行済株式資本に付帯する議決権の合計10%以上（但し20%未満）を保有する限り、1名の自然人をC社の社外取締役に任命する権利と(ii) D社・E社及び／又はその関連会社がC社の発行済株式資本に付帯する議決権の20%以上を保有する限り、2名の自然人を社外取締役に任命する権利を有することとされています。

当社は当年度中、...F社...との間のrelationship agreementの当事者でもありました。ただし、この合意はF社が○年○月○日に当社の持株全てを処分したことを受けて終了しました。同合意の有効期間中は、F社及び／又はその関連会社の一部が当社の発行済株式資本に付帯する議決権の合計10%以上を保有する限り、F社が社外取締役として1名の自然人を任命する権利を有するという条件が適用されていました。

取締役会は、当社が該当期間を通じて二つの合意における独立条項を遵守したこと、当社が把握する限り、D社、E社及びF社並びにそれぞれの関連会社が各合意中の独立条項を遵守したこと、当社が把握する限り、D社、E社及びF社のそれぞれが、各合意中の独立条項について署名していない支配株主による遵守を確保したことを確認しました。

## ① 企業間・株主間の契約の開示

- ドイツでは、株式保有ではなく契約により結合企業関係を形成する企業契約について、商業登記上その存在、種類及び契約の相手方の開示を求めている。また、状況報告書及びコンツェルン状況報告書でも一定の契約の開示が求められている。

## 商業登記上の企業契約の開示(ドイツ株式法291条1項、292条1項)

- ・株式法上、契約の存在や種類等が商業登記で開示される(株式法294条1項、2項)。締結には株主総会の承認も必要(同293条、295条)
  - ✓ 支配契約:ある株式会社又は株式合資会社が、その管理について他の企業の指揮命令下に置かれる旨の契約
  - ✓ 利益移転契約:ある株式会社又は株式合資会社が、その利益の全部について他の企業に移転するよう義務付ける旨の契約(ある会社が自身を他の企業の計算において執行することを引き受ける契約(営業執行契約)も利益移転契約とみなされる)
  - ✓ 利益共同契約:ある株式会社又は株式合資会社が、当該企業の利益又は個々の事業にかかる利益の全部もしくは一部について、他の企業のそれと共同して分配することが義務付けられる旨の契約
  - ✓ 部分的利益移転契約:ある株式会社又は株式合資会社が、当該企業の利益の一部又は個々の事業にかかる利益の全部もしくは一部について、他の企業に移転するよう義務付ける旨の契約
  - ✓ 営業貸借・営業委託契約:ある株式会社又は株式合資会社が、その事業を他の企業に貸借又は委託する契約

## 状況報告書における一定の契約の開示(ドイツ商法典289a条・315a条) (注)

株式会社又は株式合資会社、及び親会社であって、有価証券の購入及び引受けに関する法律第2条第7項の意味における組織化された市場にその議決権付株式を上場している会社は、状況報告書及びコンツェルン状況報告書に一定の事項の記載が義務付けられており、記載事項の中には以下の合意が含まれる。

- 議決権又は株式譲渡についての制限
  - \* 契約による制限を含み、かつ、社員間合意によるものであっても、会社の取締役が知る限り記載が義務付けられる
- 公開買付けの結果として生じる支配変更を条件とする会社の重要な定めとそこから生じる効果
  - \* 記載によって会社に相当な不利益を与えると判断されるときは、記載しないことが可能

(注) 状況報告書とは、日本における会社法上の事業報告に相当するもので、年次報告書に含めて開示することが一般的。  
 なお、ドイツ商法典289a条及び315a条は、EU指令(Directive 2004/25/EC)を受けて制定されたもの

## ② 企業契約の開示例

- G社の株主総会の招集通知において、法改正に伴う支配契約・利益移転契約の承認が議題に挙げられている。なお、契約書そのもの(8社分・全170頁)についてもG社の株主総会に関するwebページ上で確認可能。

### 当社とグループ会社8社(有限責任会社)との間の支配契約及び利益移転契約の承認について

...当社と関係するグループ会社との間の全ての修正された支配契約及び利益移転契約の重要な内容は以下のとおりである。

#### 第1条 経営陣

- 1 グループ会社は、会社の経営陣をG社の支配下に置く。G社は、グループ会社の経営陣に対して、会社の経営に関する指示を発する権利を有する。株式会社第308条の規定を必要な修正を加えた上で適用する。
- 2 G社は、取締役会を通じてのみ指図権を行使する。指示は全て書面で行わなければならない。

#### 第2条 利益移転

- 1 グループ会社は、その利益の全部をG社に移転することを約束する。株式会社第301条の規定を必要な修正を加えた上で適用する。
- 2 グループ会社は、その利益を商法上許容される利益準備金(商法典第272条第3項)に、商法上許容される範囲内で、かつ、合理的な事業判断に基づき経済的に正当な範囲内で、G社の同意を得て繰り入れることができる。商法典第272条に従って本契約期間中に創出された利益準備金は、G社の要求があれば、取り崩すものとする。
- 3 この契約の開始前に創出された商法第272条第3項の規定に基づく利益準備金の取崩しの結果として生じた繰り入れ及び資本準備金から生じた繰り入れは除かれる。

#### 第3条 ... (以下略)

## ①-1 契約書が開示されている重要な契約の例

□ H社は、Form 8-KにおいてI社との間のクロスライセンス契約に関する事項を開示し、契約書を添付している

Form 8-Kでの開示内容(抜粋)

○年○月○日、H社とI社は○年○月○日までを取込み期限とする特許クロスライセンス契約を締結しました。

この特許クロスライセンス契約により、H社はI社のすべての特許のライセンスを受けます。

この契約により、I社の製品は一定の適用除外(…を含む)を除きH社の特許のライセンスを受けます。

この契約には、両社の間で係争中の訴訟に関する和解条項が含まれます。...

○添付された契約書の内容(全23頁)



：

：

※ 秘匿箇所は支払口座に関する情報のほかは1箇所のみ



### 3.1 H社に対するI社のライセンス

本契約の条項に従い、I社は、自社および子会社を代表して、H社とその現在および将来の適格子会社に対し、I社の特許に基づき、以下の非独占的、譲渡不能、世界規模のライセンスを付与する(サブライセンス権は付与されない)。

- (a) すべてのH社ライセンス製品の製造、使用、販売(直接または間接)、販売の申し出、輸入、その他の処分。
- (b) H社ライセンス製品の製造、使用、輸入、販売のための装置の作成、作成済み(3.3に定める制限を受ける)、使用、輸入、および方法またはプロセスの実施。
- (c) 3.1(a) で付与されたライセンスに従って、H社またはその適格子会社による使用、輸入、販売、販売の申込みまたは処分のために、H社またはその認定子会社のみにも供給するために他の製造業者がH社ライセンス製品を製造した場合(3.3に定める制限に従う)。

### 7.1 H社からI社への支払い

H社は、I社または米国に拠点を置くI社の被指名人に対し、総額○○億ドルを米国通貨で、以下のスケジュールに従って支払うことに同意する。

支払日	金額
○年○月○日	○○ドル
.....	.....

## ①-2 契約書が開示されている重要な契約の例

□ J社は、Form 10-KにおいてK社の運営するソフトウェアの利用に関する取引基本契約書を開示している

Form 10-K中のK社ソフトウェアの利用に関する記載(リスク要因の項)

当社は、当社のプラットフォームの機能にとって重要な〇〇機能を提供する〇〇(ソフトウェア)を含む、当社の製品および製品に使用するソフトウェアの提供について、特定の第三者に依存しています。...かかる第三者が、当社及び従業員が使用する第三者ソフトウェアへのアクセスを停止した場合、当社が魅力的又は合理的と考える条件でかかるソフトウェアへのアクセスを提供しない場合、又はかかるソフトウェアの最新版を当社に提供しない場合、当社は同等のソフトウェアを他から求める必要があり、かかるソフトウェアはより高価となる又は劣る可能性、又は全く入手できない可能性があり、これらのいずれもが当社の事業に悪影響を及ぼす可能性があります。

○添付された契約書の内容(全43頁)

⋮  
⋮

I. 使用限度額内で認められた顧客のソフトウェア実装に関する[\*\*\*]料金  
契約条項の日付は[\*\*\*]

列	SKU	SKUの概要とライセンス規程	量	SKU単位ごとの料金(ドル)	料金総額
1	〇〇	〇〇〇〇	[***]	[***]	[***]
.....					

※ 料金の額等が秘匿されている

6.6

支払遅延

- (A) 顧客は、K社が延滞金の回収に要した合理的な費用(弁護士費用を含む)をすべて支払うものとする。ただし、延滞金がK社の請求の不正確さに起因する場合は、この限りではない。
- (B) K社は、該当する契約に基づく延滞金について、判決の前か後かを問わず、支払期日から実際の支払日まで、月1.5%(または法律で認められる最高利率がこれより低い場合は当該利率)の利息を請求することができます。

## ② (参考) 添付書類の秘匿制度について

- SEC規則は、重要な契約に関し添付が求められる契約書の中で、①習慣的にかつ実際に秘密として扱っている情報で②重要でないものに限り、秘匿措置を認めている。

## Form 10-K (年次報告書) : 重要な契約 "Material agreement"

(項目 601) 添付書類

(b) 添付書類の説明 上記の添付書類一覧表に掲げる各書類に関する説明は、以下のとおり。

(10) 重要な契約

(i)~(iii) (略)

(iv) 登録者が習慣的かつ実際に秘密として扱っている情報であり、かつ省略する情報が重要でない場合には、登録者は本パラグラフ(b)(10)により要求される添付書類の一定の条項を除外することができる。その場合、登録者は、添付書類の一部が省略されていることを示すために添付書類の見出しに印を付け、特定の識別された情報が、重要ではなく、登録者が個人または秘密として扱う類型であるために添付書類から除外されていることを、当該措置がされた添付書類の最初のページに目立つように記載する必要がある。また、登録者は、提出されたバージョンの添付書類から情報が省略された場所を示す括弧を記載しなければならない。

当局又はその職員が要求した場合、登録者は、速やかに添付資料の対象情報が除外されていない写しとその重要性、プライバシー又は機密性の分析を追補書類として当局に提出しなければならない。当該追補書類の評価に基づき、当局又はその職員は、登録者にその開示書類を訂正し、登録者の分析により開示が十分であったことを示すことができなかつた情報を添付書類に含めるよう求めることができる。登録者は、本項(b)(10)(iv)に基づき提出された追補書類を当局またはその職員が保有する間、本章200.83項に従って機密情報としての取扱いを求めることができる。追加情報の審査の終了後、登録者が本章230.418または240.12b-4に記載された手続に従う場合、当局又はその職員は追加情報を返却または破棄するものとする。